南日本銀行キャッシュ・クレジットカード規定

第 1 条 (南日本銀行キャッシュ・クレジットカード)

- 1. 南日本銀行キャッシュ・クレジットカード (以下「本カード」という) は、株式会社南日本銀行 (以下「当行」という) の普通預金のキャッシュカードとしての機能、デビットカードとしての機能 (キャッシュカード取引に関する共通規定、南日本キャッシュカード規定 (個人キャッシュカード)、Pay-easy (ペイジー) 口座振替受付サービス規定、ICキャッシュカード特約および南日本デビットカード規定 (以下併せて「南日本銀行キャッシュカード規定等」という) に定められた機能) と九州カード株式会社 (以下「当社」という) のクレジットカードとしての機能 (九州カード会員規約に定められた機能) を一体化し、双方の機能を1枚で提供するものとします。
- 2. 当行および当社は、南日本銀行キャッシュカード規定等により発行されるキャッシュカードおよび 九州カード会員規約、特約により発行されるクレジットカードに代えて本カードを発行し貸与する ものとします。なお、当行および当社が会員として認めなかった場合は南日本キャッシュカード(普 通預金)を発行、もしくは既存のキャッシュカードを利用できるものとします。また本カードの利用 申込が会員と認められる前に本カードの利用申込を取り下げた場合も南日本キャッシュカード(普 通預金)を発行、もしくは既存のキャッシュカードを利用できるものとします。
- 3. 本カードにおけるクレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座(以下「決済口座」という)は、本カードが発行される普通預金口座とし、それ以外の口座は決済口座に指定できないものとします。

第 2 条 (会員)

- 1. 本規定ならびに普通預金規定集、南日本銀行キャッシュカード規定等および九州カード会員規約、特約を承認のうえ、当行および当社に利用を申し込み、当行と当社が適格と認めた方を本会員とします。
- 2. 本会員が指定した家族で、当行と当社が適格と認めた方 1 名を限度として家族会員とします。な お本規定では、本会員と家族会員の両者を会員といいます。

第3条(カードの発行および交付)

- 1. 本カードの発行は、当行または当社、あるいは当行または当社が指定する第三者に委託して行うものとします。また、本カードの交付についても当行または当社、あるいは当行または当社が指定する委託先から、本会員が当行に届け出た自宅住所あてに郵送するものとします。
- 2. 本カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、当行および当社で所定の期間のみ保管します。この場合、当行および当社にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該本カードは破棄しますので、利用をご希望の場合は、あらためて本カードのお申し込みが必要となります。この場合、新たにカードが交付されるまでの間、会員がカードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第 4 条 (カードの貸与)

- 1. 本カードの所有権は当行および当社に帰属するものとし、会員に貸与されるものとします。
- 2. 当行および当社は会員 1 名に 1 枚の本カードを貸与します。本カードには Visa カードの機能を

有するゴールドカード、クラシックカードの種別があります。

- 3. 本会員と家族会員に貸与される本カードは、同一種別、同一色デザインとします。
- 4. 会員は本カードを貸与されたときは、直ちに当該カード裏面署名欄に自署するものとします(カードに署名欄がある場合に限る)。
- 5. 本カードは、カード券面に表示された会員本人以外使用できません。また会員は善良なる管理者の 注意をもって本カードを使用し、管理するものとします。
- 6. 会員は他人に本カードを貸与、譲渡および質入れする等本カードの占有を第三者に移転させること、 またはカード情報を使用させることは一切できません。

第 5 条 (本カードの取扱い)

- 1. 会員は利用可能な機器において本カードを利用する場合は、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けるものとします。
- 2. 会員が本カードのデビットカードとしての機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる 加盟店において本カードを利用する場合には、本カードを提示する際に、いずれの機能を利用する かについて、当該加盟店に申し出るものとします。
- 3. 前記 1 および 2 において、会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害等については、会員が負担するものとし、また会員は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第6条(サービスの範囲)

会員は本カードを利用して次のサービスを受けることができます。

- ① 当行、および当行が提携した金融機関の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。) または現金自動支払機(現金自動兼用機を含みます。)による指定口座の払戻し、および指定口座 の預入れ。
- ② 国内のデビットカード機能を使用できる加盟店での利用。
- ③ 九州カード会員規約の定めによるクレジットカード機能サービスの利用。

第7条(特典および付帯サービス)

- 1. 当行は会員に対し当行の定めた特典を付与します。特典の内容については、店頭に備え置きのパンフレットおよび当行ホームページ等に記載します。
- 2. 会員は当行の提供する特典・サービスを受ける場合は、当行の所定の方法に従うものとします。
- 3. 当行は会員に事前に通知することなく、特典・サービスの内容を変更または中止する場合があります。

第8条(暗証番号等)

- 1. 会員はカードの申込時に、当行および当社に対しキャッシュカードサービスの暗証番号およびクレジットカードサービスの暗証番号をそれぞれ届出るものとします。ただし、クレジットカードサービスの暗証番号について会員からの申出がない場合、または当社が定める指定禁止番号で申出た場合は、当社所定の方法により登録します。
- 2. 会員は、暗証番号について生年月日、電話番号、住所等他人から推測されやすい番号の登録は避け、 暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 3. 会員は当行および当社所定の方法によりおのおの暗証番号を変更することができるものとします。

ただし、暗証番号の変更に伴い新たにカードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については当行および当社は責任を負わないものとします。

第9条(クレジットカード機能の利用停止等と返却)

- 1. 当行が、当行普通預金規定集等共通する規定第 6 条 2 項 3 項 4 項に該当して預金口座を解約した場合、その他会員が本規定または九州カード会員規約(九州カード会員規約第 22 条に該当)に違反した場合、当行または当社は、何らの通知、催告を要せずしてキャッシュカード機能とクレジットカード機能の利用停止または利用資格を取り消す(以下「利用停止等」という)ことができるものとします。
- 2. 当行または当社が前項によりキャッシュカード機能とクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、利用者は本カードをただちに当行および当社の指示する方法に従い、当行または当社に返却するものとします。なお、当行はキャッシュカード機能とクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、南日本キャッシュカード(普通預金)を発行し貸与するものとします。
- 3. 前項の場合、新たに南日本キャッシュカード(普通預金)が交付されるまでの間、会員がカードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。
- 4. 利用停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知・催告等をすることなく、当行および提携行または当社の現金自動支払機や当社の加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。

第 10 条 (カードの紛失・盗難等)

九州カード会員規約、第12条(紛失・盗難・偽造)によるほか、以下により取扱うものとします。

- ①会員はカードが紛失・盗難・詐欺・横領・偽造等(以下まとめて「紛失盗難・偽造」という)にあった場合、速やかにその旨を当行および当社のどちらにも電話等により通知し、当行所定の書面で当行に届出を行うとともに、最寄警察署に届出を行うものとします。
- ②紛失盗難・偽造の通知を当行が受けた場合は、当行はキャッシュカード機能を停止するものとします。また紛失盗難・偽造の通知を当社が受けた場合は、当社はクレジットカード機能を停止するものとします。
- ③紛失盗難・偽造の通知が当行にあった場合は当社のクレジットカード機能を、当社にあった場合は当 行のキャッシュカード機能を、それぞれ停止することができるものとします。
- ④紛失盗難・偽造により生じた損害の処理については、当行および当社所定の方法により取り扱うものとします。ただし、紛失・盗難に関し、故意もしくは重大な過失により、本条①の連絡を行わなかった場合には当行および当社はてん補の責を負いません。

第 11 条 (届出事項の変更)

- 1. 会員は、住所、氏名、電話番号、勤務先等いっさいの届出事項について変更があった場合には、遅滞なく当行に所定の書面により届出を行うものとします。また会員が届け出た変更事項は当行から当社に連絡することができるものとします。
- 2. 決済口座の変更はできないものとします。
- 3. 氏名変更等で新たに本カードを交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴 う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第 12 条 (本カードの有効期限)

- 1. 本カードにはキャッシュカードサービスとクレジットカードサービスに共通の有効期限があります。有効期限経過後は、本カードによるキャッシュカードサービスおよびクレジットカードサービスのご利用はできなくなります。
- 2. 有効期限到来時には新しい更新カードを本会員が当行に届け出た自宅住所あてに郵送するものとします。当行および当社がクレジットカード機能の引き続きの利用を認めない場合は、南日本キャッシュカード(普通預金)を送付するものとします。

第 13 条 (種別変更等)

- 1. 会員は本カードの種別変更等を申し込む場合には、当行および当社に所定の書面を提出するものとします。
- 2. 種別変更等で新たに本カードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴 う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第 14 条 (本カードの機能分離等)

会員は本カードについて次のことを行う場合には、当行および当社に所定の書面により申し込みまたは 届出を行うものとします。

- ① 本カードのキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離しキャッシュカード機能が利用できる当行所定のカードと、当社発行のクレジットカードを希望する場合。
- ② クレジットカード機能の利用を取りやめ、キャッシュカード機能が利用できるカードを希望する場合。

第 15 条 (再発行手数料)

当行が本カードを再発行する場合、本会員は当行所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第 16 条 (規定の適用)

本規定に定めがない場合は、本カードの普通預金のキャッシュカード機能については普通預金規定集、 南日本銀行キャッシュカード規定等を、クレジットカード機能については、九州カード会員規約および 特約をそれぞれ適用するものとします。

第 17 条 (本規定の変更等)

- 1. 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、下記のいずれかの方法により変更できるものとします。
 - ①当行が変更内容を当行の店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で公表すること。この場合、その変更内容は、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
 - ②変更内容を当行または当社から通知すること、もしくは新規定を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を当行または当社から通知した後、もしくは新規定を送付した後に本カードを利用したときに会員が承認したものとみなし、その変更内容は通知後のカード利用日から適用されるものとします。
- 2. 本規定の変更等を前項の 1 号および 2 号双方により行う場合、その変更内容は、1 ヶ月以上の相当期間経過日または通知後のカード利用日のいずれか先に到来した日から適用されるものとします。

WAZZE JQ SUGOCA に関する特約

第 1 条 (WAZZE JQ SUGOCA の定義)

- 1. 本カードは、株式会社南日本銀行(以下「当行」という)と九州カード株式会社(以下「当社」という)および九州旅客鉄道株式会社(以下「JR 九州」という。また、JR 九州と当行および当社をあわせ「3 社」という)が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は、「WAZZE JQ SUGOCA」(以下「本カード」という)と称します。
- 2. 本カードは、当行の普通預金のキャッシュカードとしての機能、デビットカードとしての機能(キャッシュカード取引に関する共通規定、南日本キャッシュカード規定(個人キャッシュカード)、Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定、IC キャッシュカード特約および南日本デビットカード規定(以下併せて「南日本銀行キャッシュカード規定等」という)に定められた機能)と当社のクレジットカードとしての機能(九州カード会員規約に定められた機能)、JR 九州のSUGOCA カード(IC カード乗車券取扱規則、SUGOCA 電子マネー取扱規則に定められた機能)としての機能を1 枚で提供するものとします。

第 2 条 (会員)

- 1. 本特約ならびに「南日本銀行普通預金規定集」、「南日本銀行キャッシュカード規定等」、「九州カード会員規約」、「南日本銀行キャッシュ・クレジットカード規定」、「IC カード乗車券取扱規則」、「SUGOCA 電子マネー取扱規則」、「SUGOCA オートチャージサービス取扱規則」、JR 九州が定める「JR 九州 Web 会員規約」ならびに「JR キューポ利用規約」、「SUGOCA に関する特約」等を承認のうえ、3 社に利用を申し込み、3 社が適格と認めた方を本会員とします。
- 2. 本会員が指定した家族で、3 社が適格と認めた方 1 名を限度として家族会員とします。なお本特 約では、本会員と家族会員の両者を会員といいます。

第3条(年会費)

会員は、通知または公表する年会費を支払う場合は、クレジットカード利用代金と同様の方法で支払う ものとします。

第 4 条 (カードの貸与)

- 1. 本カードの所有権は 3 社に帰属、またその回収権は、当行および当社に帰属するものとし、会員に貸与されるものとします。
- 2. 本カードのクレジット機能については、Visa カードの機能を有し、ゴールドカード、クラシックカードの種別があります。

第5条(個人情報の取り扱いおよび開示、訂正、削除)

- 1. 会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という)は、3 社が会員等の個人情報(本条(1)に定めるものをいう)につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
- (1) 3 社のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報(以下「個人情報」という)を収集、利用すること。
 - ①生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第 9 条において届け出た事項

- ②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容
- ③本カードの利用内容(第10条において共有する情報)
- (2) 宣伝物の送付等、3 社の営業に関する案内の目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が 当該営業案内について中止を申し出た場合、3 社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止す るものとします。(中止の申し出は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。)
- (3) 3 社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- 2. 会員等は、JR 九州に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。)万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、JR 九州はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。
- 3. 会員等は、本特約末尾に記載する JR 九州のグループ会社が、第 1 項(1) の個人情報を、JR 九州のグループ会社各社のサービスの提供および宣伝物の送付等営業案内の目的で、共同して利用することに同意するものとします。(共同利用に関する問い合わせは本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。)

第6条(本カードの取扱い)

- 1. 会員は現金自動預入支払機 (ATM) 等利用可能な機器、または、複数利用可能な機器において本カードを利用する場合は、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けるものとします。
- 2. 会員が本カードのデビットカード機能、クレジットカード機能、SUGOCA 電子マネー機能について複数利用可能な加盟店において本カードを利用する場合には、本カードを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。
- 3. 前記 1 および 2 において、会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害等については、会員が負担するものとし、また会員は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。
- 4. 第7条3項におけるクレジット機能サービスの利用については、本カードの形状が、エンボスレスカード(カード上の会員氏名、会員番号、カードの有効期限等の記載がエンボス(カードに施された凹凸による刻印をいう)加工以外の手法によって印字されたクレジットカードをいう)であり、本カードをインプリンター加盟店(カード上のエンボス部分を売上伝票に複写する小型の機械(以下「インプリンター」という)を利用して、売上票に印字を行う加盟店で利用することはできません。また、会員は金融機関等(海外を含む)においてインプリンターが利用されている場合、当該金融機関等では、本カードでキャッシュサービスを利用することはできません。

第 7 条 (サービスの範囲)

会員は本カードを利用して次のサービスを受けることができます。

- 1. 当行、および当行が提携した金融機関(以下「提携行」という)の現金自動支払機または現金自動 預入支払機による指定口座の払戻し、および指定口座の預入れ。
- 2. 国内のデビットカード機能を使用できる加盟店での利用。
- 3. 九州カード会員規約および本特約等の定めによるクレジットカード機能サービスの利用。(JR 九州 が指定する窓口、乗車券類発売機等を含む)

- 4. SUGOCA カード機能の利用。
 - ただし、IC カード乗車券取扱規則による SUGOCA 定期券としては利用できません。
- 5. SUGOCA オートチャージサービスの利用。
 - ただし、入会申込書もしくは、JR 九州が定める所定の機器等による SUGOCA オートチャージの 提供を申し出る場合に限り、当該サービスを利用できるものとします。
- 6. JR 九州が提供するサービス (JR 九州が提携するサービス会社を含む) 本サービスの提供およびその内容については、JR 九州が書面その他の方法により通知または公表します。JR 九州が必要と認めた場合、JR 九州はサービスおよびその内容を変更するものとします。
- 7. 本カードには、当社が提供するワールドプレゼントポイントは付与されません。

第8条(本カードの盗難・紛失等)

- 1. 会員が、本カードを紛失、盗取された場合、本カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに 3 社に連絡を行うものとします。
- 2. 第 1 項の連絡を受けた場合は、当該連絡内容の確認など所定の手続きに従って、JR 九州は、SUGOCA 機能を停止し、当行が受けた場合は、当行はキャッシュカード機能を停止し、クレジット機能や SUGOCA 機能についても停止することができるものとします。また当社が受けた場合は、当社はクレジットカード機能を停止し、キャッシュカード機能および SUGOCA 機能を停止できるものとします。3 社またはそのいずれかのシステムが休止している間に連絡を受け付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における会員の誤りなどで本カードが使用できないことが生じても、3 社は責任を負いません。
- 3. 盗難・紛失等により被る損害については、キャッシュカード機能に関しては、「南日本銀行キャッシュカード規定等」が、クレジットカード機能に関しては「九州カード会員規約」が、SUGOCA機能に関しては「SUGOCAに関する特約」が、それぞれ適用されるものとします。

第9条(届出事項の変更および共有)

- 1. 会員が、3 社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、3 社の一方に対して変更の届け出があった場合には、当該の届け出いただいた情報について、3 社で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。
- 2. 前項に関わらず、本カードの決済口座の変更はできないものとします。
- 3. 氏名変更等で新たに本カードを交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴 う不利益・損害等については、3 社は責任を負わないものとします。

第 10 条 (利用内容の共有)

会員は、当社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容 に関する情報を3社で共有することに、あらかじめ同意するものとします。

第 11 条 (本カードの再発行)

1. 本カードの紛失・盗難、破損・汚損および氏名変更等を理由に会員が当行および当社に所定の方法にて届出をすることにより、本カードの再発行の申し出を行い、3 社が適格と認めた場合には、本

カードを再発行するものとします。

2. 本カードの再発行が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間は、キャッシュカード機能、クレジットカード機能および SUGOCA 機能の利用はできないものとします。これに伴って、 万が一損害などが発生したとしても3 社は責任を負いません。

第 12 条 (本カードの有効期限)

- 1. 本カードには有効期限があり、キャッシュカード機能、クレジットカード機能および SUGOCA 機能に共通の有効期限です。
- 2. 本カードの有効期限が到来し、3 社が適格と認めた場合には、有効期限を更新した新しいカード(以下「更新カード」という)を届出住所宛に送付するものとします。
- 3. 前項の場合において、3 社が適格と認めないときは、有効期限をもって会員資格を喪失します。
- 4. 会員が第 9 条の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合、これに伴う不利益、損害等については、3 社は責任を負わないものとします。

第 13 条 (機能・サービスの停止等)

- 1. 3 社は、会員が次のいずれかに該当する場合、本カードの機能、サービスの一部または全部を会員に通知することなく停止(機能・サービスの停止)できるものとします。
 - ①会員が別途定める「南日本銀行普通預金規定集」「南日本銀行キャッシュカード規定等」に違反も しくは、解約条項に該当した場合。
 - ②会員が別途定める「九州カード会員規約」に違反もしくは、会員資格の取消に該当した場合。
 - ③会員が別途定める「I C カード乗車券取扱規則」、「SUGOCA 電子マネー取扱規則」、「SUGOCA オートチャージサービス取扱規則」、JR 九州が定める「JR 九州 Web 会員規約」ならびに「JR キューポ利用規約」に違反した場合。
 - ④会員が本特約に違反した場合。(ただし、①②③に記載の各規定等を除く)
- 2. 当行は、会員が前項②、③、④に該当し、機能・サービス停止を受けた場合において、南日本キャッシュカード(普通預金)を発行し貸与するものとします。
- 3. 当社および JR 九州は、会員が第 1 項のいずれかに該当し、機能・サービスの停止を受けた場合には、会員が希望し、新たに申込を行わない限り、当社が発行するクレジットカード(以下、他カードという) や JR 九州が発行する他の SUGOCA カードを発行することはありません。
- 4. 前項に関わらず、会員が希望し、新たに申込を行った場合においても、当社および JR 九州は、所 定の審査を行い、他カードや他の SUGOCA カードの発行をお断りすることがあります。
- 5. 第 2 項の場合、新たに南日本キャッシュカード(普通預金)が交付されるまでの間、会員がキャッシュカードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、3 社は責任を負わないものとします。
- 6. 利用停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知・催告等をすることなく、当行および提携行または当社の現金自動支払機や当社の加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。
- 7. 第 1 項①②④に基づき利用停止となった本カードに、電子マネー(以下「SF」という) 残高が残っている場合には、速やかに、本件カードの SF の残高が 0 になるまでご利用いただくか、払い戻しを受けた上で、当行および当社の指示する方法に従い、当行または当社に本カードを返却する

ものとします。

8. 本カードの再発行が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間は、キャッシュカード機能、クレジットカード機能および SUGOCA 機能の利用はできないものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても3 社は責任を負いません。

第 14 条 (解約)

- 1. 会員が、本カードを任意に解約する場合は、当行に届出をするとともに、SF 残高を 0 になるまで ご利用いただくか、もしくは払い戻しを行った後、本カードを当行に対して返却するものとします。
- 2. 前項の場合、SF 残高については、会員自身で管理するものとし、3 社は一切責任を負わないものとします。会員が当行に本カードを返却した後、返却したカードに SF の残高が残っていた場合においても、3 社は SF の残高をお返しすることはありません。

第 15 条 (種別変更等)

- 1. 会員は本カードの種別変更等を申し込む場合には、当行および当社に所定の書面を提出するものとします。
- 2. 種別変更等で新たに本カードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴 う不利益・損害等については、3 社は責任を負わないものとします。

第 16 条 (特約の適用)

本特約に定めがない場合は、「南日本銀行キャッシュ・クレジットカード規定」および本カードのキャッシュカード機能については「南日本銀行普通預金規定集」、「南日本銀行キャッシュカード規定等」を、クレジットカード機能については、「九州カード会員規約」を、JR 九州の SUGOCA カードとしての機能については、「IC 乗車券取扱規則」、「SUGOCA 電子マネー取扱規則」、「SUGOCA オートチャージサービス取扱規則」、JR 九州が定める「JR 九州 Web 会員規約」ならびに「JR キューポ利用規約」、「SUGOCA に関する特約」をそれぞれ適用するものとします。

本特約と「南日本銀行普通預金規定集」、「南日本銀行キャッシュカード規定等」、「九州カード会員規約」「IC カード乗車券取扱規則」、「SUGOCA 電子マネー取扱規則」、「SUGOCA オートチャージサービス取扱規則」、JR 九州が定める「JR 九州 Web 会員規約」ならびに「JR キューポ利用規約」、「南日本銀行キャッシュ・クレジットカード規定」が相反する場合には、本特約が優先されるものとします。ただし、本特約が「SUGOCA に関する特約」と相反する場合には、「SUGOCA に関する特約」が優先されるものとします。

【個人情報に関するご相談窓口】

株式会社南日本銀行…コンプライアンス統括部 コンプライアンス法務グループ お客さま相談担当 鹿児島市山下町 1-1 TEL099-226-2670

九州カード株式会社

ご利用中止の申し出……… サービスデスク

福岡市博多区博多駅前 4 丁目 3-18 サンライフセンタービル TEL092-452-4500 個人情報に関する問い合わせ……お客様相談室

福岡市博多区博多駅前 4 丁目 3-18 サンライフセンタービル TEL092-452-4520 九州旅客鉄道株式会社 …… 福岡市博多区博多駅前 3-25-21 TEL092-474-2355 〈グループ会社〉 第 5 条第 3 項の当社グループ会社は次の通りです。 以下のホームページに掲載するJR 九州グループ会社

(https://www.jrkyushu.co.jp/company/info/group/index.html)